

議案第107号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の趣旨

- (1) 複数部署に関わる複雑かつ重要な政策課題に対し、部署間の垣根を越えた総合的な企画立案、迅速な意思決定及び強力な調整を可能にするため「理事及び技監」の職を新たに追加する。これに伴い、必要な改正を行うもの。
- (2) 教育職員の優れた人材確保を目的に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）」の改正に基づき、教育職員の処遇改善を図るため、教職調整額の基準となる額の引き上げ等について改正を行うもの。

2 関係法令

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

3 改正内容の概要

(1) 理事及び技監の職の追加

「行政職給料表級別標準職務表」にある「職務の内容」に「理事及び技監」を追加する。

職務の級	職務の内容
8級	(1) 市長事務部局 市参事、 <u>理事</u> 、 <u>技監</u> 、危機管理監、部長、担当部長、部参事の職務

(2) 教職調整額の基準額の変更等

公立の学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準額等について、給特法の改正等に基づき以下の通り変更する。

- 教育行政職給料表の1級から3級までの適用を受ける者については、給料月額の下100分の4に相当する額から100分の10に相当する額に引き上げる。ただし、以下のとおり段階的に実施する。

<令和12年12月31日までの間における教職調整額に関する経過措置>

期間	～R7. 12. 31	R8. 1. 1～ 12. 31	R9. 1. 1～ 12. 31	R10. 1. 1～ 12. 31	R11. 1. 1～ 12. 31	R12. 1. 1～ 12. 31	R13. 1. 1～
率	100分の4	100分の5	100分の6	100分の7	100分の8	100分の9	100分の10

- 同給料表の4級及び5級の適用を受ける者については、給料月額への加算額を増額する。

	～R7. 12. 31	R8. 1. 1～
4級	7,500円	11,500円
5級	—	4,000円

4 施行期日

令和8年1月1日（経過措置により段階実施）